

地方財政制度の抜本的な改革を求める意見書

長引く経済不況の影響などから、地方財政がこれまでに増して厳しい状況が続いている。

また、これに追い討ちをかけるように、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融・経済危機は、我が国の景気を後退させ、経済に大きな打撃を与えた。

このため、地方財政の安定的な運営のための対策が喫緊の課題であるが、現行の地方交付税などによる財政調整制度・財源保障制度では、地方自治体が直面する厳しい財政状況や、拡大した地方自治体間での財政格差に対応しきれなくなっている。

よって、国会及び政府においては、下記の事項に留意し、地方財政制度の抜本的改革を行うよう強く要望する。

記

- 1 厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、住民が必要とする行政サービスを維持するため、地方自治体の財源を安定的に確保すること。
- 2 すべての国庫補助負担金を、原則として、地方自治体が、その裁量によって用途を決めることができる一括交付金に改めること。なお、一括交付金の交付に当たっては、住民の生活に不可欠な行政サービスを維持するために必要な額を確保すること。
- 3 財政調整機能と財源保障機能を強化した新たな財政調整制度を創設し、地域間格差の是正を図ること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

平成 2 2 年（2 0 1 0 年）3 月 3 0 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

（提出者）民主党・市民連合、自由民主党、公明党、市民ネットワーク北海道
及び改革維新の会所属議員全員